

## 令和6年第1回定例会 建設環境委員会 議案審査経過報告書

議案第28号 狭山市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

○上位法の改正に関して、狭山市の取組に変化があるのか、また、市民に対しての影響はあるのか。

●上位法である空家対策に関する特別措置法の改正で、新たな項目が追加されており、改正前は特定空家という老朽化の著しい空き家が定義されていたが、特定空家になる一步手前の状況にある空き家を管理不全空家という追加の定義がされた。現在、狭山市には特定空家に該当する空き家は無いが、管理不全空家について、指導及び勧告をすることが可能となった。今後、狭山市としても管理不全空家の判断基準を設けていきたいと考えている。市民に対しての影響については、改正前は、空き家の所有者に対し適正に管理をおこなう責務を規定していたが、改正法では空き家の所有者は国や地方公共団体が行う施策に対して協力する努力義務が新たに規定された。また、管理不全空家について、助言指導に応じない場合、勧告手続きを行うが、勧告がなされた場合、特定空家を勧告した場合と同様に固定資産税等に係る住宅用地特例が解除される。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第29号 狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さしたる質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第30号 狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第31号 狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第32号 令和5年度狭山市一般会計補正予算（第10号）歳入16款国庫支出金及び歳出8款土木費並びに繰越明許費

○道路改良事業と狭山市駅加佐志線整備事業の繰越明許の説明があり、今年度の合意が困難になったとのことだが、次年度見込みは。

●繰越をする狭山市駅加佐志線の用地は、現在交渉中であり、今年度内の契約に向けて進めているところであるが、契約後の残金の支払いが年度内に間に合わないため、その部分を繰越し措置とした。

○入曽駅周辺整備事業費の工事請負費は3,630万円の減額であり、工事の手法と範囲を見直したことによって減額になったとのことだが、見直した具体的な内容は。

●2つの工事について見直した。東口側公園工事は、信用金庫の仮駐車場として使用すること、西口の駅前広場内の雨水浸透貯留施設は、鉄道事業者の工事ヤードとして先行する必要があることから、次年度に先送りした。

○入曽駅周辺整備事業の繰越明許費は、次年度に材料の納品見込みがあるから繰越としていると思うがいかがか。

●鉄骨材を発注済みで加工作業を行っているが、来年度4月に納入を予定している。納入後に出来高の確認を行うため、次年度に繰越しとしている。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第36号 令和6年度狭山市一般会計予算歳入15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入、22款諸収入、及び歳出4款衛生費、8款土木費、並びに債務負担行為

4款 衛生費 1項5目環境対策費から7目上水道事業費 2項 清掃費 について

○畜犬管理事業費の中のシステムデータ移行業務委託料について、委託内容は。

●畜犬管理システムについては、狂犬病予防法に基づき、約7,000頭の犬とその所有者を管理しているシステムである。毎年実施している狂犬病予防注射の案内発送などは、このシステムにより行っており、事業者と5年間の長期継続契約の賃借契約を締結して使用している。来年度は、その期限となるため、システムを更新しなければならないが、その際のデータの移行に係る作業全般の業務委託となる。

○稲荷山環境センター費について、施設整備の基本方針が策定され、既存の設備の長寿命化による稼働の期間の中で、稲荷山環境センター管理事業費の設備修繕料と稲荷山環境センター設備改修事業費が計上されているが、それぞれの内容は。

●稲荷山環境センター管理事業費の設備修繕料における修繕内容は、焼却炉内の耐火レンガ修繕や灰コンベア修繕、灰クレーンのバケット交換など定期的な点検や施設の運転を通じて不具合の生じている設備の維持修繕を行うものである。

稲荷山環境センター設備改修事業費は、令和11年度から令和13年度までに予定している焼却処理施設の延命化を目的とした大規模改修工事までの間に安全で安定した焼却処理を継続させるために必要な修繕を行うものであり、修繕内容は、自動燃焼制御、状態監視、遠隔操作、運転データの記録などを行えるようにシステム化された計装設備について、更新時期を超過し、既に交換部品の供給が停止していることから、計装設備の老朽化による機器故障等での施設全体の緊急停止を防止するため、計装設備の電子計算機等の修繕を行うものである。

○公害対策指導監督事業費でPFASの直近の数値は。

●河川等におけるPFASの調査は、これまで環境省と環境課で調査をしている。いずれも国の暫定目標値を下回っているが、先日も、環境課で久保川の調査を行ったところであり、調査理由は、久保川の下流、川越市分で、川越市で調査した結果、目標値より高い数値が検出されたことから、その上流の久保川の検査をしたもの。結果は、国の暫定目標値が1リットル当たりPFOS・PFOAの合計値が50ナノグラムというところに対し、結果は、1リットル当たり3.3ナノグラムであり、目標値を下回っていた。この結果は、近日中に公式ホームページで公表する。

○水道事業費の児童手当負担金の対象は。

●企業会計の職員に支出する17人分の児童手当。法令により一般会計から企業会計に繰り出さなければならないもので、支出を行っている。何で衛生費からということについては、慣例的に関連性の高い衛生費から、従前から企業会計に繰り出しているものである。

○リサイクルプラザ管理事業費の事業関係委託料について、委託内容は。

●リサイクルプラザの業務内容は、家具類等修理再生業務委託と展示コーナー等運營業務委託とがあり、家具類等修理再生業務委託は、粗大ごみや使わなくなったものとして持ち込まれた家具類の中から再生可能なものの修理再生を委託しているものである。リサイクルプラザの展示コーナーは、使わなくなったものをごみとしてではなく資源として活用するため、家庭で不要となった衣類、食器、家具などを受け入れて安価で頒布しており、展示コーナー等運營業務委託料は、再生可能な不用品の受取り、整理、展示、頒布とそれらに関わる業務報告書の作成、また、各種講座・教室等の企画運営を委託しているものである。

○リサイクルプラザにおいて令和6年度は何か新たな取組は。

●令和5年度から始めた取組ではあるが、燃やすごみの減量化を図る一環として、雑紙袋を活用して雑紙を古紙としてリサイクルする取組を行っている。この取組は、幼稚園や保育園を訪問し、雑紙袋の使用方法やリサイクルの重要性を園児に楽しみながら学んでもらうものであり、この取組により園児を通じて各家庭に雑紙袋の活用や分別の大切さを広めようとするもので、令和6年度も引き続き実施を予定しており、さらに、公民館等への出前講座も予定している。また、コロナ禍でしばらく実施することができなかった着物やバッグなど通常の価格設定より比較的高値な価格設定となる品目の特設フェアについても、令和6年度は開催したいと思っている。

○集団回収事業補助金は、令和5年度より減額になっているその理由は。

●ごみの総量自体が減っていること、今までの集団回収の実績より若干令和6年度も下回るということで、減額している。

○集団回収事業奨励補助金の申請団体数等の増減の動きはあるか。

●申請団体数は、令和元年度までは大体170団体前後で推移していたが、令和2年度以降、新型コロナ感

染症蔓延以降につき、徐々に減少しており、今年度は150団体程度になる予定。

○生ごみリサイクル委託料は、令和5年度と比べて減額しているその理由は。

●令和に入ってから、1世帯平均の排出量が減少してきている。それは、食生活の変化と、コロナ等の社会情勢もあり、自宅での料理等をする人が減ってきて、テイクアウトを利用する人が多いのではないかと分析をしている。1世帯当たりの排出量が減少してきていることや、焼却量自体も、燃やすごみ自体が減ってきており、それらを勘案し、若干の減額となった。

○不法投棄防止対策委託料について、不法投棄防止パトロールなど不法投棄防止対策事業を実施しているが、事業内容とその効果は。

●不法投棄に関しては、週3回、年間140日のパトロールと不法投棄防止の看板の設置に加えて、地域の方や各種環境団体、また企業などによる美化活動の促進などにより、総量自体は減少傾向である。5年前に比べ約60%減っている。コロナ禍で在宅時間が増えたことで増加傾向になることを危惧していたが、総じて減少傾向となっており、今後も地道に啓発や美化活動、パトロール等を継続していくことが一番大事であると考えている。

## 8款 土木費 について

○狭山市駅加佐志線整備事業費について、令和6年度が終了した段階で、事業の進捗状況の見込みは。

●狭山市駅加佐志線整備事業の総事業費に対する事業進捗率は、令和5年度末現在で約69.33%となっている。令和6年度末で用地取得率は100%になる見込みである。

○一般市道の整備事業の市道B第313号線ほか1線の測量において、延長約300メートルとあるが幅員はどのくらいか。

●全幅9.5メートル、そのうち歩道部分は2.5メートルを予定している。

○街路樹管理等委託料について、街路樹の管理はどのように行っているか、また新年度に向けての対応は。

●随時対応している状況であり、直営の現業職員により対応している。急傾斜地、急斜度等の特殊な場所は、委託により対応している。街路樹は、範囲を決めて剪定サイクルを設け、それに従って行っている。

○擁壁復旧仮設工事費の場所と仮設工事の内容は。

●場所は、幹第10号線、慈眼寺の墓地先のバス停留所付近である。工事については、令和5年度に仮復旧工事を完了し、令和6年度に本復旧工事を行う予定である。残っているブロックは全て撤去する。

○降雨降雪時対策事業費の事業内容は。

●夏季出水期では、主に台風について、気象情報等の情報収集をしながら、事前の対応や台風通過、通過

後においてパトロール等を行い、被害状況の確認をし、適宜対応している。冬季降雪の対応についても、気象情報収集を行い、事前、事後対応に備え被害があった場合は速やかに処置をしている。

○雨水貯留浸透施設設置補助事業費の令和6年度の見込みは。

●事業費を増やしており、タンクの設置、浸透井の設置のPRを強化し促進に努めている。貯留タンクについては当初の設置目標は15件であったが、28件に目標を変更している。

○緑地指定公有地化事業費の緑地用地取得費の取得予定箇所は。

●堀兼・上赤坂公園周辺の重点区域としている場所で、県と協力して約1,700平方メートルの土地の取得を見込んでいる。

○公園管理事業費について、円滑な公園運営に向けて指定管理者とどのような協議をして、予算に反映されているのか。

●公園の指定管理は5年間の期間を任せており、5年の期間の中で目標を定めている。各年度、モニタリングや月報などからヒアリングを行い、更新した際に目標で掲げられている指定管理料が、結果的に予算に反映される。進捗状況を確認し、不備があれば指導していく。軽微な修繕などは指定管理者が行うが、施設の抜本的な課題の解消は市が行うことになる。指定管理の公園であっても、全てを指定管理者が行うことではないため、両者で協議しながら、協定に基づき実施している。

○狭山市駅加佐志線整備事業の路床改良工事について説明されたい。

●路床改良工事は、該当する路線の支持地盤が若干弱いため、土の強度を上げるための改良工事を実施する。土の改良として、石灰を混ぜて強度を上げる攪拌工事を行う。今回の路床改良工事については、厚さ85センチの路床改良と路盤30センチの仕上げとなる。

○令和6年度の路床改良工事における路盤30センチの仕上げの後に、道路の築造となるのか。

●築造と舗装に関しては、令和7年度を予定している。

○維持補修等工事費の久保川と調節池の改良工事の内容は。

●工事箇所は、2か所、西丸山調節池と久保川になる。西丸山調節池は、築造してから約50年経過しており、水を貯める擁壁がかなり劣化しており、その劣化を直すための改修、張り替え工事を行う。久保川については、落差工の機能回復を行い、水の流れを緩やかにすることにより、護岸等の損傷を防ぐ工事を行う。

○智光山公園管理事業費について、キャンプ場が新しくなり、利用状況と、新年度に行う予定のイベント等は。

●利用状況は、リニューアル初年度の令和4年度の利用者数が8,434人、また、コロナの影響がなかった平成30年度と比較すると1.3倍に増えている。今年度は1月末で6,598人である。令和6年度のイベント

は、現段階で、例年秋に智光山公園わくわく公園まつりというものをやっているが、これまで基本的には都市緑化植物園を主会場として開催しており、令和6年度については拡大を図り、キャンプ場も含めて行うよう指定管理者と協議中である。

○智光山公園管理事業費の設備修繕料の具体的な内容は。

●智光山公園の木道の劣化した部分の修繕及び花菖蒲園の送水設備の修繕を計画している。

○債務負担行為の立地適正化計画策定委託料について、計画の内容と作成年月日の予定は。

●立地適正化計画は、令和6年度から2ヵ年で計画を策定し、その計画の内容は、立地適正化計画に関する方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定、誘導区域への誘導施策、防災指針、目標値や進行管理などを定めるものであり、令和8年度から制度の運用を開始したいと考えている。

○土地利用転換推進事業費は、どの地区をどの程度やるのか。

●土地利用転換推進事業費の委託の場所は、圏央道インターチェンジ周辺地区に産業系の土地利用転換を図るために、今回委託を実施するもの。面積的には、約23ヘクタールを予定している。

○狭山市空家等除却補助金について、件数はどれぐらいを見込んでいるか。

●令和6年度補助の対象見込みは、10件を想定している。

○入曽駅周辺整備事業費の令和6年度の事業予定は。

●入曽駅東口は、区画道路1号線、信用金庫の旧店舗部分を除き歩道と車道の舗装は完了している。この部分について、令和6年度に解体工事後の完了後、道路工事を実施する。また、東口の駅前広場の中、駅のシェルターの部分の工事や公園1の部分も、併せて工事を行う。東西自由通路、橋上駅舎については、引き続き鉄骨工事や内外装の工事を進めていく。西口は、駅前広場やシェルターなどを整備し、アクセス道路となる道路についても整備を継続する。

○道路後退整備事業費の道路後退整備分筆手数料補助金と道路後退工作物撤去補助金について、補助金の件数の見込みは。

●分筆手数料補助金50件、工作物撤去補助金20件を見込んでいる。

○道路後退整備分筆手数料補助金と道路後退工作物撤去補助金の限度額は。

●分筆の補助は、基本額が13万円。寄附の面積に応じて面積加算が2万円から10万円、その他、隅切りに対する加算等がある。工作物撤去補助金の上限額は30万円である。

○入曽駅周辺整備事業の事業関係委託料の樹木管理等委託料の内容は。

●入間小学校跡地にあるケヤキの後継木の育成に関する管理委託料となっている。

○入曽駅橋上駅舎工事負担金 9 億4,476万円と東西自由通路工事負担金17億8,128万円を市が全額負担するが、工事の内容と進捗はどのように点検するのか。

●入曽駅橋上駅舎、東西自由通路の進捗状況などは、鉄道事業者などと定期的な打合せを行っており、月1回、進捗状況の確認などを行っている。そのほか、現場で確認する内容、例えば、鉄筋の配筋状況とか各種試験などについて、実際に立会いをし、その都度、工事の進捗について現場の状況などを確認している。

○土地利用転換推進事業費について、施政方針では地元の権利者との合意形成と事業化に向けた準備をするとのことだが、業務委託の内容は。

●農林協議関係業務委託料は、事業によって市街化区域に編入するための都市計画の手続において、区域区分に関する都市計画と農林漁業との調整に必要な協議資料を作成する。環境影響評価調査計画関係業務委託料は、事業の実施により周辺の自然環境、生態系などの環境に及ぼす影響を調査する必要があるため、調査、予測、評価をする実施項目とその手法についての調査計画書を作成する。

○地元権利者との合意形成は、一番大事な内容であると思う。令和6年度はどんな状況になるのか。

●地権者との合意形成は、令和6年度にも継続して行い、令和6年度中には地元の組織を設置したいと考えている。

○農林協議関係業務と環境影響評価調査計画関係業務の2つの委託が全てではないと思うが、事業化に向けてのスケジュールは。

●事業化の時期については、例えば、地元との合意形成ができたとして、今回の委託に関し、区域区分に伴う県・国との農林協議、都市計画の変更をするに当たり、関係機関協議、さらに手続など、期間を要することになる。事業着手までには最短でも4年から5年程度はかかることを想定している。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第40号 令和6年度狭山市水道事業会計予算

○令和6年度の重点目標は、安定的な給水体制の確立として、施設耐震化の推進ということで浄配水場耐震化事業があるが、この事業を行うことで耐震化率は何%になるのか。

●笹井配水場の配水池の耐震化を行うと、配水施設については、笹井が完了するのが令和7年度を予定しており、令和7年度末には90.7%になる予定。柏原浄水場耐震改修工事が令和6年度に終わる予定で、完了した浄水施設は100%となる予定。

○今年度のキャッシュフローは、業務活動のキャッシュフローが前年度に比べてプラスが少なくマイナスが大きい、また、投資活動によるキャッシュフローも前年度よりマイナスが増えている。さらに、資金増減額も前年度よりマイナスが増えているが、その要因は。

●キャッシュフローの資金が減少している理由は、業務活動については、給水収益の減少により、純利益が減ったというのが原因であり、投資活動に関しては、老朽管更新事業等に予算づけを行ったことから資金が減少した。財務活動については、企業債借入れを抑制して建設改良積立金を活用したことにより、資金が減ってしまったという状況である。3億6,200万円ほど資金が減少したが、今後、資金の減少を防ぐために有収率を上げて収益を確保したいと考えている。令和6年度は、人工衛星による漏水調査を実施する予定で、発見した漏水箇所を緊急修繕することによって収益を確保できるのではないかと考えている。また、事業費の平準化や企業債の活用により、資金の減少を防いでいきたいと考えている。

○上下水道も含めて、インフラは生命線であり、また、その整備、維持管理が重要になってくる。1月1日の能登半島地震を受けて、特に上下水道のインフラに支障をきたす状況になることを考えると、非常に大事な内容だと思う。このようなことを踏まえて、例えば、管路等も一気に耐震化を促進するなどの見解は。

●水道管に関しては、全国でも耐震化がかなり遅れている状況である。実際、能登地方の耐震化率は30数%ということで、かなり老朽化も進んでいるという状況であり、今回の地震で随分破壊されたが、本市においては、塩ビ管をダクタイル管、耐震のある管に入れ替えており、耐震化は大分進んでいる。また、地震において液状化が起きる可能性があると言われていたが、上下水道管については、液状化によっての破壊はないものと考えている。今後、計画的に、全て水道なども新しい管に入れ替えていくことを早急にやっていく必要があると考える。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第41号 令和6年度狭山市下水道事業会計予算

さしたる質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第42号 市道路線の認定について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第43号 市道路線の認定について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第44号 市道路線の廃止について

○廃止される道路の売払い金額は。



●道路敷地については延長58.71メートル、幅員1.82メートル、面積が約116.87平方メートルで売払いの金額はおおむね190万円程度を見込んでいる。

○市道廃止により、隣接している所有者への影響はあるのか。

●申請者以外に隣接する土地所有者2名から、道路を廃止する同意を得ている。また、隣接する県道の管理者からも同意を得ており、全ての隣接者から同意を得ているので、支障はない。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。